

注記

I. 重要な会計方針

当年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的債券 償却原価法（定額法）による。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・完成土地及び未成土地 個別法による低価法によっている。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 7～60年

機械及び装置 5～17年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(4) 修繕準備引当金

平成26年3月31日において計上されている額について、従前の例により取り崩す額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

II. 貸借対照表関連

1 みなし償却制度の廃止に伴う移行処理について

平成26年3月31日において、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等で現に資本剰余金として整理している額については、該当資産との対応関係の把握が全て可能であったため、旧みなし償却規定を適用していなかった場合の帳簿価額となるよう減額した額に相当する額を、資本剰余金から減額し、残余の資本剰余金を長期前受金へ計上した。